

令和6年第20回教育委員会議事録

令和6年12月11日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和 6 年 12 月 11 日（水）午後 2 時 00 分～午後 2 時 28 分

場 所 教育委員会室

出席委員 教 育 長 渋谷 正 宏 委 員 對馬 初 音

委 員 前田 小百合 委 員 大川 康 徳

出席説明員 事務局次長 生涯学習担当部長 岡本 勝 実 教育政策担当部長 松尾 了
生涯学習担当部長 教育人事企画課長

庶務課長 渡邊 秀 則 学務課長 森 令 子
学校ICT担当課長

特別支援教育課長 河合 義 人 学校支援課長 中曾根 聡
就学前教育
支援センター所長

学校整備課長 安川 卓 弘 学校整備担当課長 鈴木 伸 建

生涯学習推進課長 本橋 宏 己 済美教育センター
所 長 古林 香 苗

済美教育センター 加藤 則 之 済美教育センター
統括指導主事 清水 里 恵

済美教育センター 半野田 聡 中央図書館長 出保 裕 次
教育相談担当課長

事務局職員 庶務係長 池田 佳 世 法規担当係長 中野 雄 介

担 当 書 記 松尾 菜美子

傍 聴 者 1 名

会議に付した事件

(議案)

- | | |
|--------|--|
| 議案第72号 | 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 議案第73号 | 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 |
| 議案第74号 | 杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 |
| 議案第75号 | 杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 議案第76号 | 杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 議案第77号 | 杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 |
| 議案第78号 | 杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則 |
| 議案第79号 | 杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 議案第80号 | 杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則 |
| 議案第81号 | 杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則 |
| 議案第82号 | 杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 |
| 議案第83号 | 杉並区教育ビジョン2022推進計画の修正に関する基本方針について |

(報告事項)

- (1) 令和7年度学校給食調理業務委託新規実施校について
- (2) 学校運営協議会委員の任命について
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について

目次

議案

議案第72号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
議案第73号	杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
議案第74号	杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第75号	杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第76号	杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第77号	杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第78号	杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第79号	杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第80号	杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第81号	杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第82号	杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則	6
議案第83号	杉並区教育ビジョン2022推進計画の修正に関する基本方針について	8

報告事項

- (1) 令和7年度学校給食調理業務委託新規実施校について 10
- (2) 学校運営協議会委員の任命について 10
- (3) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について 11

教育長 定刻になりましたので、ただいまから令和6年第20回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は伊井委員から欠席の旨、連絡を受けておりますが、定足数を満たしておりますので、このまま会議を進めます。

それでは、本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前到大川委員とのご指名がございましたので、よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてですが、議案12件、報告事項3件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、子育て部分休暇に関するものとして関連がございますので、次に申し上げます7議案を一括して上程いたします。日程第1、議案第72号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第73号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第74号「杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第4、議案第75号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第5、議案第76号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第6、議案第77号「杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則」、日程第7、議案第78号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」、以上7議案につきまして、私からご説明を申し上げます。

このたび、区では地方公務員の育児休業等に関する法律に関する部分休業制度を補完することを目的として子育て部分休暇を導入することとし、幼稚園教育職員等の勤務時間等に関する条例を改正したところでございます。このことに伴いまして関係する規則を改正するものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明を申し上げます。はじめに、議案第72号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。議

案の資料の最後に新旧対照表がついておりますのでご覧ください。子育て部分休暇に関する規定として新たに30条の2の2を加えてございます。第1項につきましては、子育て部分休暇の対象となる子の年齢について「満12歳、教育委員会規則で定める場合にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで」という改正後の条例第18条の2の2第1項の規定を受けまして、この規則において職員の子が身体障害者手帳の交付を受けている場合等具体的な要件を定めてございます。

続きまして、第2項において部分休暇の取得単位等を、第3項において当該休暇の承認における他の休暇等との調整規定を、1ページ進みまして、第6項においては「教育委員会は、当該休暇の申請について、条例第18条の2の2第1項に規定する場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない」こと等を定めてございます。また、第7項においては子育て部分休暇の失効事由を、第8項において当該休暇の承認の取消について定めてございまして、このほかの条項におきましても当該休暇を導入することに伴い規定を整備してございます。

次の議案第73号「杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、第74号「杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」につきましても、議案第72号と同様の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第75号「杉並区幼稚園教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明いたします。同じように議案の最後に新旧対照表がございますのでご覧ください。第5条の「欠勤等日数」の規定におきまして、子育て部分休暇等により1日の正規の勤務時間の一部を勤務しない場合の欠勤等日数の算定の取扱いを定めるほか、当該休暇を導入することに伴い規定を整備してございます。

次に、議案第76号「杉並区学校教育職員の期末手当に関する規則の一部を改正する規則」、第77号「杉並区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則」につきましても、議案第75号と同様の改正を行うものでございます。

次に、議案第78号「杉並区教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則」につきましてもご説明いたします。議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧ください。第2条「委任事務」の規定におきまして、教育委員会から教育長に委任

する事務に、新たに区費負担の教育職員、幼稚園教育職員及び会計年度任用講師に係る子育て部分休暇の承認に関する事務を加えてございます。

最後に附則でございます。いずれの議案につきましても施行期日を令和7年4月1日とするほか、議案第72号から第74号までにつきましては、必要な準備行為について定めております。なお、議案第72号から第77号につきましては、条例の規定に基づきまして特別区人事委員会の承認を得てございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

以上7議案の内容につきまして、何か確認、ご質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

では、ないようでございますので、教育長、議決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程された議案に対し、一括して採決を行うことに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。議案第72号から第78号までにつきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第72号から第78号までにつきましては、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、給与改定に関するものとして関連がございますので、次に申し上げます4議案につきましても一括して上程いたします。日程第8、議案第79号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第9、議案第80号「杉並区学校教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」、日程第10、議案第81号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」、日程第11、議案第82号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」、以上4議案につきまして、引き続き私から内容を説明させていただきます。

先般、区議会に提出いたしました給与条例の議案につきましては、人事委員会勧告のとおり職員の給料表を引き上げ、特別給についても年間の支給月数を0.2月引き上げることとし、この引上げ分については期末手当及び勤勉手当に均等に配分するものでございました。この給与条例

の一部改正と同様に勤勉手当の支給割合を改めるほか、関連する規則を改正するものでございます。

はじめに、議案第79号「杉並区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明申し上げます。改正内容につきましては、議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧ください。第4条の支給割合の規定におきまして、職員の勤勉手当についての年間の支給月数を0.1月引き上げるほか、定年前再任用短時間勤務職員につきましても支給月数を記載のとおり引き上げるものでございます。なお、第5条の「欠勤等日数」の規定におきましては、先ほどの議案においてご説明申し上げました子育て部分休暇を区において導入することに伴い、当該休暇により1日の正規の勤務時数の一部を勤務しない場合の欠勤等日数の算定の取扱いを定めてございます。

1 ページお戻りいただいて議案をご覧ください。附則がございしますが、第4条の改正規定は公布の日から施行し、改正後の同条の規定を令和6年12月1日から適用することを定めるほか、第5条の改正規定は令和7年4月1日から施行することとしてございます。また、附則の第3項におきましては必要な経過措置を定めてございます。なお、議案第80号の区費負担の教育職員の規則改正におきましても、幼稚園教育職員と同様の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第81号「杉並区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明申し上げます。改正の内容でございしますが、議案を最初のページから2ページお進みいただいて、別表第3「昇格時対応号給表」を給料表の改定に伴い、記載のとおり改めるものでございます。

議案を最初のページから4ページお進みいただいて、附則がございしますが、この規則は公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の規定は令和6年4月1日から適用するものでございます。

次に、議案第82号「杉並区学校教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則」につきましてご説明申し上げます。区費負担の教育職員の給料月額や特別給などの給与につきましては、都費負担の教育職員と同等程度としているところ、東京都におきまして都費負担の教育職員の給料の調整額の一部が引き上げられるところでございます。

このことに伴いまして、区費教員の給料の調整額についても同様に改めるものでございます。

改正の内容は議案の最後、新旧対照表をご覧ください。別表の第1については、特別支援学校に勤務する職員の給料の調整額、別表第2は、特別支援学級の授業を担当する職員の給料の調整額を示してございまして、それぞれ記載のとおり改めるものでございます。

議案を最初のページから2ページお進みいただきますと附則がございますが、この規則は公布の日から施行することとし、改正後の給料の調整額の引上げは令和6年4月1日から適用するというものでございます。

最後に、いずれの議案につきましても条例の規定による特別区人事委員会の承認を得ているほか、議案第79号から第81号につきましても、地方自治法の規定による杉並区長の同意も得ております。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまご説明いたしました4議案につきまして、何かご質問、確認などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 では、議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことに異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。議案第79号から第82号までにつきましても、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第79号から第82号までにつきましても、原案のとおり可決といたします。

庶務課長 続きまして、日程第12、議案第83号「杉並区教育ビジョン2022推進計画の修正に関する基本方針について」を上程いたします。引き続き、私からご説明を申し上げます。資料をご覧ください。

令和6年度を始期として改定いたしました杉並区教育ビジョン2022推進計画につきましても、3年ごとの計画改定に加え、必要に応じて毎年度修正を行うこととしてございます。今年度は区の上位計画でありま

す杉並区総合計画、杉並区実行計画等の修正が行われることから整合を図るとともに、推進計画改定時には想定し得なかった状況の変化に対応するための修正を行うため、毎年度修正を実施することといたします。

令和6年度の修正の考え方につきましては、区の総合計画・実行計画との整合性を図り、基本方針及び計画の指標については原則見直しを行わないこととし、ただし、基本方針の達成に寄与する新たな指標の設定が可能な場合や現在の指標に比べより適した指標の設定が可能といった場合には、必要に応じて追加または差替えを行ってまいります。

計画事業につきましては、事業の廃止を原則として行わないこととし、基本方針及び計画指標の達成に向けた寄与度の高い事業については新設を行ってまいります。各事業の取組項目及び年次スケジュールは、計画策定後の状況の変化等を踏まえ必要に応じて実施いたします。

また、区民意見等の聴取、いわゆるパブコメにつきましては原則として行わないこととしてございます。

最後に今後のスケジュールでございますが、教育委員会で決定した後、教育委員会事務局内で調査を行いまして、毎年度修正案を作成してまいります。修正案のイメージにつきましては、この度の総合計画・実行計画等の毎年度修正のような、修正する項目、内容だけを取りまとめるかたちでの修正案としたいと考えております。

推進計画案につきましては、来年の3月、予算成立後に教育委員会に付議して決定を頂いた後、区議会に報告、公表というような進行をしてまいりたいと考えております。

説明につきましては以上でございます。議案の朗読については省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの内容につきまして何か確認、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、採決を行います。議案第83号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第83号につきましては、原案のとおり可決いたします。

それでは、続きまして報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項の1番「令和7年度学校給食調理業務委託新規実施校について」、学務課長からご説明申し上げます。

学務課長 私からは「令和7年度学校給食調理業務委託新規実施校について」、ご報告します。区では、区政経営改革推進計画に基づきまして学校給食業務の委託について進めているところでございまして、令和7年度に新たに1校の委託を計画化しているところでございます。調理職員の配置状況や退職予定、それから学校のヒアリング等を踏まえまして、令和7年4月1日から新たに済美小学校で学校調理を委託することとなりました。これにより、7年度からは累計60校での学校調理委託となります。

今後のスケジュールにつきましては、1月、学校向けに様々な事務の説明を行い、事業者を2月に決定、3月に保護者に説明した後に、7年4月から済美小学校での委託業務という形になります。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。

教育長 1点確認なのですが、事業者の決定はこの1校を対象としたプロポーザルを行うという理解でいいですか。

学務課長 こちらは入札になります。ただし、どの事業者でも参加できる入札ではなくて、事前に学校給食調理業務の委託業務審査会ということで、学校給食を担える事業者を選定した上で、その事業者の中から手を挙げるという入札になってございます。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、報告事項1番についての質疑は終了いたします。

続きまして、報告事項2番「学校運営協議会委員の任命について」学校支援課長からご説明を申し上げます。

学校支援課長 私からは杉並区学校運営協議会規則の規定に基づく学校運営協議会委員の任命についてご報告いたします。今回任命されるのは小中合わせて7校30名となっています。任期は令和7年1月1日から令和8年12月31日までの2年間となります。

私からの報告は以上です。

庶務課長 それでは、ただいまの内容につきまして、何かご意見、ご質問などありましたら、お願いいたします。

對馬委員 名簿の10番の沓掛小学校近藤さんという方が学識経験者で7期目とありますが、各区分で何期までというのはあったかと思うのですけれども、学識経験者は何期までできるのでしょうか。

学校支援課長 学識経験者は最大7期となっております。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。

教育長 参考までになのですけれども、それぞれ公募の応募状況が分かったら教えていただけますか。

学校支援課長 今回4つの学校で公募がありましたが、杉並第三小学校につきましては3名の募集枠に3名の申込み、沓掛小学校については1名の募集枠に対して2名の応募、それと桃井第三小学校と済美小学校でも募集をしたのですが、こちらについては応募がゼロということでございまして、そのほか公募と書いてある方は2期目以降の方となっております。以上です。

庶務課長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、報告事項2番についての質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項の3番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」生涯学習推進課長からご説明いたします。

生涯学習推進課長 私からは令和6年11月分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認についてご報告をいたします。11月分の合計は全体で24件でございます。定例・新規の内訳は、定例が22件、新規が2件でございます。共催・後援の内訳は、共催が5件、後援が19件となっております。

私からは以上です。

庶務課長 それでは、今の内容につきまして、何かご意見、ご質問などございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

前田委員 ちょっと教えてほしいのですけれども、新規が2件とあるのですが、例えば新しく申込みをしたい場合は、どういう経路で申し込まれているのでしょうか。共催とか後援名義を受けたいという方たちが、どのようにこれに気付いて来るのかなと思っていまして。

生涯学習推進課長 区の方で区の共催・後援名義を出しておりますので、区の共催・後援名義を取って教育委員会もという団体もございますので、そういうものと連動して申し込まれるという方もおります。

前田委員 ありがとうございます。そもそもこういうものがあるという存在がどれぐらい知られているのかなというのが素朴な疑問だったのですが、例えば区報とかにも載っていたりするのですか。こういうことをやりたい時は申し込んでくださいとか。

生涯学習推進課長 いわゆる催しを行う時に、これは区の共催・後援を得ているということは、その団体のイベントをやる時に載りますので、そういう名義を区内の教育委員会が出しているということは分かると思いますけれども、それ自体を、申請できますということを区報に定期的に載せたりということはございません。

前田委員 ありがとうございます。きっといろいろな文化のイベントとして広く知ることができる仕組みだと思うので、何かこういう時に使えるのだよというのが分かると、もしかしたらこれが増えるのかなと思ひまして、ご質問させていただきました。ありがとうございます。

申請する側からすると、多分共催とか後援名義が入っていると信頼度が高まったりとか、あと、チラシを配りやすくなったりということもあるのかなと思ったので、いろいろなイベントがもっともっと信頼度高く開催できるのかなと思って、あと、受ける側にも、参加する方にもメリットがあるのかなと思ったので質問させていただきました。今後、これを増やしていきたいというのは特にないのかなというのが今のところでは分かったので、一旦分かりました。ありがとうございます。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。

教育長 関連して、事前に所管で受けた段階で、ここに載せないで却下することが行われているのかどうか。行われるのか行われぬのか分からないのですが、そもそも営利企業なんかは後援を出さないわけですが、ベースになるものがあればちょっとご説明いただけますか。

生涯学習推進課長 まず、共催・後援をする条件というのがありまして、11項目にわたっていますが、それに適合しているかどうか。もし適合していなければその段階で後援・共催はお出しできないということになります。内部決裁を取りまして、新規の場合は事務局次長までの決裁ということになりますので、その段階で、なおかつその団体が後

援・共催をするのに適当な団体かどうかを確認するということになってございます。

庶務課長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、報告事項３番についての質疑は終了いたします。

教育長 それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、連絡事項がございましたらお願いします。

庶務課長 今後の教育委員会の開催予定でございますが、12月の後半につきましては休会とさせていただき、次回の教育委員会定例会につきましては年明け、1月8日水曜日、午後２時からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。